

農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業
(新制度)のみが対象です

- ①若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。(令和4年1月1日から)

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。

- ②農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。(令和4年4月1日から)

(1)農業者老齢年金(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

農業者老齢年金(通常加入された方)については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。

- (2)特例付加給付(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

特例付加年金(政策支援加入された方)については、特例付加年金の受給要件※を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。

※特例付加年金の受給要件

1. 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること

2. 農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)

3. 65歳以上であること

- ③農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます。(令和4年5月1日から)

岡崎市農業委員会だより

第27号

令和4年3月発行

岡崎市農業委員会事務局 TEL 23-6196



タブレット端末による農地の現況調査

- 今回の掲載内容
- 女性農業委員の活躍について
 - 農地転用するときは農地法の許可が必要です
 - 空き家に付随する農地の取得要件が緩和されます
 - 農業者年金の制度改正について
 - 特定生産緑地指定に関する申出内容変更等の最終受付について
 - 農地の適正管理について
 - 農地の賃借料情報について

特定生産緑地指定に関する 申出内容変更等の 最終受付について

お!かざき農業お届けメールに 登録しましよう

次に該当される方は、令和4年5月31日までに特定生産緑地指定に関する書類の再提出等が必要です。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。
①意向に変更がある方
②相続等により所有者に変更がある方
③未提出の方

1. 農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)

2. 65歳以上であること

3. 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること

- ③農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます。(令和4年5月1日から)

- 岡崎市都市政策部都市計画課企画調査2係

E-mail

toshikei@city.okazaki.lg.jp



※六ツ美・岡崎地区は水利費を含む。
①「賃借料情報」とは過去1年間に締結された賃借料について、平均額等を算出した実勢の賃借料のことです。
②賃借料情報は、令和3年の農地法第3条、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく賃貸借契約による賃借料です。
③賃借料を物納としている場合は、60kg当たり一万二千円に換算しています。

(田の部)(水稻)

地域区分	岩津	大平・東部
賃借料	平均額 9,760円	7,976円
10a当たり	最高額 13,500円	12,000円
	最低額 6,125円	3,306円

矢作	六ツ美・岡崎	額田
10,953円	18,356円	6,449円
13,000円	23,000円	12,000円
3,750円	9,000円	4,000円

◆◆◆
全国農業新聞を読みませんか
全国農業新聞は、経営と暮らしに役立つ新鮮な情報満載の農業専門誌です。
◆◆◆
申込み 購読料 発行日
月700円(送料、税込)
地元の農業委員または農業委員会事務局
(23-6196)まで

令和3年
岡崎市の農地の賃借料情報

